

届出制手数料届出書

届出制手数料変更届出書

① 令和5年1月16日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) しみつくそりゅーしょんずかぶしきがいしゃ

届出者 氏 名 シミックソリューションズ株式会社

たいひょうとりしまりやく はの よしゆき

代表取締役 羽野 佳之

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ-050149
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	しみつくそりゅーしょんず かぶしきがいしゃ シミックソリューションズ株式会社
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒105-0023 電話 03 (6779) 8006 とうきょうとみなとくしぱうら 1-1-1 はまつちようびるでいんぐ 17かい 東京都港区芝浦 1-1-1 浜松町ビルディング17階 一丁目1番1号
⑥適用開始・変更予定日	令和5年 1月 17日
⑦届出・変更届出内容	別途手数料表による
⑧備 考	シミックソリューションズ株式会社に適用する 担当者 人財開発部 益子 勝美 電話 03-6779-8006

受理

- 5. 1. 16

東京労働局

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 <u>35%</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>35%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号：13-ユ-050149

事業所名称：シミックソリューションズ株式会社

事業所所在地：東京都港区芝浦 1-1-1 浜松町ビルディング 17 階

-17-11